

公立図書館資料の広域利用実施協定の締結について

公立図書館資料の広域利用の実施について、次のとおり協定を締結する。

2010年（平成22年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿己

1 協定の相手方

(1) 綾瀬市教育委員会

教育長 守矢 育夫

(2) 大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

2 協定の内容

別紙協定書のとおり

3 協定の締結日

2010年（平成22年）4月1日

4 広域利用の開始時期

2010年（平成22年）7月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市、綾瀬市及び大和市が設置する公立図書館に所蔵している図書館資料を、藤沢市と綾瀬市、藤沢市と大和市の市民に相互に貸し出す広域利用を実施したいので、手続等に係る協定を締結する必要による。

藤沢市及び綾瀬市の公立図書館資料の広域利用実施協定書

藤沢市及び綾瀬市の教育委員会は、藤沢市及び綾瀬市が設置する公立図書館に所蔵している図書館資料を藤沢市と綾瀬市に居住する住民に相互に貸し出すこと（以下「広域利用」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 藤沢市及び綾瀬市の公立図書館資料の広域利用に関する協定を締結することにより、市民への図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

（実施する図書館等）

第2条 広域利用を実施する図書館等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
藤沢市総合市民図書館	藤沢市湘南台七丁目18番地の2
藤沢市南市民図書館	藤沢市鵠沼東8番2号
藤沢市辻堂市民図書館	藤沢市辻堂二丁目15番8号
藤沢市湘南大庭市民図書館	藤沢市大庭5, 406番地の4
藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後513番地
綾瀬市立図書館	綾瀬市深谷3, 838番地
綾瀬市北の台図書室	綾瀬市蓼川二丁目1番12号
綾瀬市寺尾いずみ図書室	綾瀬市寺尾台三丁目6番25号
綾瀬市南部ふれあい図書室	綾瀬市上土棚南一丁目5番10号

（広域利用に係る手続）

第3条 広域利用に係る手続きは、藤沢市及び綾瀬市の定める条例、規則等に規定する図書資料の貸出しの例による。

(図書館資料の範囲)

第4条 広域利用の対象となる図書館資料の範囲は、原則として当該広域利用を行う図書館において所蔵している資料とする。

(広域利用の開始時期)

第5条 広域利用の開始時期は、平成22年7月1日とする。

(実施要領)

第6条 この協定に定めるもののほか、広域利用の実施についての必要な事項は、藤沢市の図書館長及び綾瀬市の図書館業務を所管する課長が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、藤沢市及び綾瀬市の教育委員会教育長が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

藤沢市教育委員会

教育長

綾瀬市教育委員会

教育長

藤沢市及び綾瀬市の公立図書館資料の広域利用実施要領

制定 平成22. 4. 1

1 趣旨

この要領は、藤沢市及び綾瀬市の公立図書館資料の広域利用実施協定書第6条の規定に基づき、図書館資料の広域利用の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 広域利用の対象となる図書館資料

広域利用の対象となる図書館資料（以下「図書館資料」という。）は、藤沢市においては藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）第9条第1項に規定する図書・雑誌資料・録音資料及び一般用映像資料とし、綾瀬市においては綾瀬市立図書館条例（平成19年綾瀬市条例第24号）第11条に規定する以外の図書館資料とする。

3 図書館資料の貸出しを受けることができる者

図書館資料の貸出しを受けることができる者は、藤沢市及び綾瀬市に居住する個人とする。

4 登録手続等

登録手続は、広域利用の申込書を提出させ行うものとする。

この場合に、申込みを受けた市の図書館長は、利用のための図書館カードまたは利用者カード（以下「カード」という。）を交付するものとする。

5 図書館資料の貸出手続

図書館資料の貸出しは、4の規定により交付をしたカードを提示させて行うものとする。

6 図書館資料の返却方法

図書館資料の返却は、貸出しを受けた市の図書館に持参させ行うものとする。

7 返却についての督促方法

返却期日までに図書館資料が返却されない場合の督促は、当該図書館資料の貸出しをした市の図書館長が行うものとする。この場合において、当該利用者の所在が不明であるときは、当該図書館長は、利用者が居住する市の図書館長にその調査を依頼することができるものとする。

8 貸出予約の制限

貸出しの予約をすることができる図書館資料は、貸出しを行う市の図書館が現に所蔵している図書館資料に限るものとする。

9 費用負担

広域利用の実施に要する費用その他広域利用の実施に伴い生じる費用は、それぞれ貸出しを行う図書館を設置する市が負担するものとする。

10 連絡会議の開催

藤沢市の図書館長及び綾瀬市の図書館業務を主管する長は、広域利用の円滑な実施を図るため協議をする必要があると認めるとき又はこの要領に定めのない事項が生じたときは、それぞれの市に対し、会議の開催を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

藤沢市及び大和市の公立図書館資料の広域利用実施協定書

藤沢市及び大和市の教育委員会は、藤沢市及び大和市が設置する公立図書館に所蔵している図書館資料を藤沢市と大和市に居住する住民に相互に貸し出すこと（以下「広域利用」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 藤沢市及び大和市の公立図書館資料の広域利用に関する協定を締結することにより、市民への図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

（実施する図書館等）

第2条 広域利用を実施する図書館等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
藤沢市総合市民図書館	藤沢市湘南台七丁目18番地の2
藤沢市南市民図書館	藤沢市鵜沼東8番2号
藤沢市辻堂市民図書館	藤沢市辻堂二丁目15番8号
藤沢市湘南大庭市民図書館	藤沢市大庭5, 406番地の4
藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後513番地
大和市立図書館	大和市深見西一丁目2番17号
大和市渋谷学習センター図書室	大和市福田2021番地の2 IKOZA（イコーザ）3F
大和市林間学習センター図書室	大和市林間二丁目6番18号
大和市桜丘学習センター図書室	大和市福田一丁目30番地の1
大和市つきみ野学習センター図書室	大和市つきみ野五丁目3番地の5

（広域利用に係る手続）

第3条 広域利用に係る手続きは、藤沢市及び大和市の定める条例、規則等に規定

する図書資料の貸出しの例による。

(図書館資料の範囲)

第4条 広域利用の対象となる図書館資料の範囲は、原則として当該広域利用を行う図書館において所蔵している資料とする。

(広域利用の開始時期)

第5条 広域利用の開始時期は、平成22年7月1日とする。

(実施要領)

第6条 この協定に定めるもののほか、広域利用の実施についての必要な事項は、藤沢市及び大和市の図書館長が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、藤沢市及び大和市の教育委員会教育長が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

藤沢市教育委員会

教育長

大和市教育委員会

教育長

藤沢市及び大和市の公立図書館資料の広域利用実施要領

制定 平成22. 4. 1

1 趣旨

この要領は、藤沢市及び大和市の公立図書館資料の広域利用実施協定書第6条の規定に基づき、図書館資料の広域利用の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 広域利用の対象となる図書館資料

広域利用の対象となる図書館資料（以下「図書館資料」という。）は、藤沢市においては藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）第9条第1項に規定する図書・雑誌資料・録音資料及び一般用映像資料とし、大和市においては大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）第10条に規定する図書館資料とする。

3 図書館資料の貸出しを受けることができる者

藤沢市及び大和市に居住する個人とする。

4 登録手続等

登録手続は、広域利用の申込書により行うものとする。

この場合に、申込みを受けた市の図書館長は、利用のための図書館カードを交付するものとする。

5 図書館資料の貸出手続

図書館資料の貸出しは、4の規定により交付をした利用のための図書館カードを確認して行うものとする。

6 図書館資料の返却方法

図書館資料の返却は、貸出しを受けた市の図書館で行うものとする。

7 返却についての督促方法

返却期日までに図書館資料が返却されない場合、当該図書館資料の貸出しをした市の図書館長が督促するものとする。この場合において、当該利用者の所在が不明であるときは、利用者が居住する市の図書館長にその調査を依頼する

ことができるものとする。

8 貸出予約の制限

貸出しの予約をすることができる図書館資料は、貸出しを行う市の図書館が現に所蔵している図書館資料に限るものとする。

9 費用負担

広域利用の実施に要する費用その他広域利用の実施に伴い生じる費用は、それぞれ貸出しを行う図書館を設置する市が負担するものとする。

10 調整会議の開催

藤沢市及び大和市の図書館長は、広域利用の円滑な実施を図るため協議をする必要があると認めるとき又はこの要領に定めのない事項が生じたときは、調整会議の開催を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

図書館の広域相互利用の拡大について

1. これまでの経緯

- 1996年（平成8年）2月1日
藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町で相互利用協定締結
- 1998年（平成10年）5月19日
藤沢市と鎌倉市の間で相互利用協定締結

2. 新たな相互利用協定の締結

- 協定締結先 大和市及び綾瀬市
- 協定締結日 2010年4月1日
- 利用開始日 2010年7月1日

3. 相互利用対象施設（ ）内は蔵書数

- 藤沢市
 - ・ 総合市民図書館（523,499冊）
 - ・ 南市民図書館（191,547冊）
 - ・ 辻堂市民図書館（185,975冊）
 - ・ 湘南大庭市民図書館（288,133冊）
 - ・ 長後市民図書室（24,712冊）

- 大和市
 - ・ 大和市立図書館（293,672冊）
 - ・ 渋谷学習センター図書室（30,000冊）
 - ・ 林間学習センター図書室（26,919冊）
 - ・ 桜丘学習センター図書室（23,896冊）
 - ・ つきみ野学習センター図書室（33,212冊）

- 綾瀬市
 - ・ 綾瀬市立図書館（206,951冊）
 - ・ 北の台図書室（7,875冊）
 - ・ 寺尾いずみ図書室（13,601冊）
 - ・ 南部ふれあい図書室（11,846冊）

4. 相互利用の内容

- 協定締結先の市の施設において利用者登録・貸出・返却を行う。
- 返却の督促は、貸出をした市の図書館長が行う。
- 貸出の予約は、貸出を行う市の図書館が現に所蔵している資料に限る。
- 相互利用の実施により生じる費用は、それぞれ貸出を行う図書館を設置する市が負担する。